

放送法遵守義務確認請求裁判の公正な判断を求める要請決議

標記裁判は、奈良県在住の受信料を支払っている視聴者らが、NHK を被告に「NHK はニュース報道番組において放送法第 4 条を遵守して放送する義務」があること及び NHK 自らが定めている「国内番組基準」の遵守義務があることの確認を求めることから始まった（2016 年 7 月 21 日。）その後 2016 年 12 月以降三次に亘り集団訴訟（原告総数 125 名）を提起し、本年 5 月まで延べ 17 回の口頭弁論が行われてきた。7 月 9 日に併合されその最初の口頭弁論が行われた。

2014 年 1 月 籾井勝人氏の NHK 会長就任時の記者会見で、「政府が右を向けという時に NHK が左を向くわけにはいかない」、「戦時慰安婦はどこ国にもあった」、「秘密保護法は通ってしまったので今さら言っても仕方がない」などと発言し安倍政権擁護の姿勢を鮮明にした。その後、共謀罪法案、安保法制、衆議院総選挙など重要な政治課題についての NHK のニュース報道は、政権に不利になる事実を報道しない、事実を曲げて報道するなど放送法 4 条違反、国内番組基準違反を繰り返してきた。

2017 年 1 月会長が上田良一氏に交代した後も、NHK のニュース報道内容が政権寄りであることは変わっていない。このような状況の中でこの裁判は行われてきた。

原告らは、放送受信契約は「有償双務契約」であり、被告 NHK は原告・視聴者から放送受信料を受け取る対価として、ニュース報道において放送法第 4 条及び国内番組基準を遵守して放送する義務を負っていると主張してきた。これに対し、被告 NHK は「放送受信料の法的性質は特殊な負担金である」として、原告の「有償双務契約」であるとの主張を争ってきた。この間原告らは①「特殊負担金」という用語は法律用語でも法制化された用語でもないこと、②NHK の「NHK の財源は広告料でもなく、税金でもなく、放送を受信することのできる受信設備の設置者から徴収する放送受信料とされた」との主張は受信料が本質的に NHK の放送の受信と対価であると理解されるべきであること、③2017 年 12 月 6 日最高裁大法廷判決で「特殊負担金論」が明確に否定されていることなどを指摘して、被告 NHK に対し、放送受信料の法的性格及び放送義務の内容等について繰り返し答弁を求めてきたが、被告 NHK は沈黙を続け回答しようとしなかった。

本訴訟において、原告らは放送法第 4 条及び国内番組基準に違反するニュース報道事例を数多く提示してきた。

放送法第 4 条や国内番組基準に違反する内容の番組を放送し、もはや公共放送としての独立性、中立性、公共性を危うくさせる場合には、視聴者に対する放送受信契約上の義務違反として、視聴者に対する損害賠償責任が生じるのである。

NHK の行動指針には「視聴者のみなさまの信頼を大切にします」、「お問い合わせには、迅速でいねいに答えます、ご意見ご要望は真摯に受け止め、番組制作や事業活動に生かします」などと記載されている。しかしながら、本訴訟の法廷において、NHK 代理人は、原告らの主張に対する反論、問題指摘への回答をしてこなかった。

裁判所は、適切な訴訟指揮により、被告 NHK 代理人の応訴態度を改めさせ、その上で公正な判断をしていただくよう強く要請します。

以上、決議する。

2018 年 7 月 23 日

奈良地方裁判所 民事部 1B 係
裁判官 島岡 大雄 殿

日本国民救援会第 59 回全国大会

